

美 K 2 2 9 - 4 2 7 - 4
令和 7 年 3 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美郷町長

市町村名 (市町村コード)	美郷町 (45431)
地域名 (地域内農業集落名)	速日地区 (辰の元、中角、下角、池ノ原集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月 3日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の水田のほ場整備はすでに完了しており、その利用は水稻栽培がほとんどで、一部飼料作物が作付されている。また、地区には二つの用水路があり、五十鈴川からの自然水利で、その延長は2kmほどあり維持管理に苦労している。

地区の農業者の平均年齢は65歳となっており、年々農業者の高齢化が進んでいるが、認定農業者2名と担い手2名に農地の集積をし、規模拡大に努めることとする。また、地区内の農用地は自分たちで守るんだという考え方の下で話し合いを重ねながら農地の維持管理に努めることとする。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の水田利用は、ほとんどが水稻栽培で、一部飼料作物が作付されている。今後とも稲作が中心となると予想されるが、耕畜連携による稲わらと堆肥の交換や地力増進作物の作物等により、米の収量アップや品値の向上に努め、安定的な生産を図る。また、ドローンによる病虫害防除を実施し、労力の軽減を図っているが、さらに生産コストの低減に向けた取り組みを実施したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地のうち山間部に散在する農地等を除いた農地及びその周辺の農業上の利用が行われる土地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針									
認定農業者と担い手を中心に、農地の集積を図る。									
(2)農地中間管理機構の活用方針									
現在、農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りを実践している農業者がいることから、機構の活用も検討しながら農地の維持管理に努める。									
(3)基盤整備事業への取組方針									
実施済み									
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針									
近隣地域の経営体とも連携を図りながら、農地の維持管理に努める。									
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
水稻の病虫害防除については、地区外にある作業受託組織に作業を委託し、労力の軽減に努めていることから、他の組織と連携を図り作業委託が可能な部分については、委託を推進する。									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①獣害防止対策では、電気柵による被害防止に努めているが、今後の被害状況を判断し、メッシュ柵等の導入も検討したい。									
②⑨近年、肥料の高騰により厳しい経営となっていることから、耕畜連携による稲わらと堆肥交換や地力増進作物の栽培により地力の向上を図り、化学肥料の減や減農薬栽培に取り組むこととする。									